

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	奈良県立病院機構看護専門学校
設置者名	地方独立行政法人 奈良県立病院機構

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護学科	夜・通信	87単位	9単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学生には冊子「学習の手引き」を配付。 「学習の手引き」は本校事務室にて閲覧可。関係部分の写しの交付可。
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名 なし
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	奈良県立病院機構看護専門学校
設置者名	地方独立行政法人 奈良県立病院機構

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	奈良県立病院機構看護専門学校運営協議会
役割	<p>所掌事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 協議会は看護専門学校における教育を効果的かつ実践的なものとするため、次に掲げる事項について協議を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 一 学生確保対策に関すること。 二 カリキュラムに関すること。 三 看護専門学校の今後のあり方に関すること。 四 その他看護専門学校の運営に関すること。 2 協議会は、必要に応じて看護専門学校に対して助言を行うものとする。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
地方独立行政法人奈良県立病院機構 副理事長（総務担当理事）	左記の役職在任中	
地方独立行政法人奈良県立病院機構 財務担当理事	〃	
地方独立行政法人奈良県立病院機構 法人本部事務局長	〃	
地方独立行政法人奈良県立病院機構 統括看護管理者	〃	
奈良県西和医療センター 看護部長	〃	
奈良県総合リハビリテーションセンター 看護部長	〃	

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	奈良県立病院機構看護専門学校
設置者名	地方独立行政法人 奈良県立病院機構

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
1. 担当教員が10月～12月に科目のシラバスを作成する。	
2. 各科目のシラバスを2月、教務が取りまとめ、内容の確認を行う。	
3. 新学期4月に学生に「学習の手引き」を配付する。	
授業計画書の公表方法	シラバスの冊子「学習の手引き」は学生に配付。「学習の手引き」は事務室にて閲覧可。関係部分の写しの交付可。
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

学則・細則・履修規程にて評価方法を定めており、これらを記載した「履修要覧」を学生に配布している。

【奈良県立病院機構看護専門学校学則】

(単位の授与)

第22条 授業科目を履修し、その試験及び実習の評価に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第23条 授業科目の成績の評価は、優・良・可及び不可をもって表し、優・良及び可を合格とする。

学則施行細則

(単位修得の認定)

第5条 各科目の単位修得の認定は、校長が運営会議の議を経て行う。

履修規程

(試験及び試験の評価)

第5条 講義及び演習は、試験によりその評価を行う。

2 試験は、筆記試験、口頭試験、レポート又は実技等により行う。

3 試験の評価は、講義時間の3分の2以上を出席しないと評価を受けることができない。

4 試験は、定められた日時に行う。

5 定められた時間に遅刻した者については、試験開始後15分未満の入室は認めるが、試験時間の延長は行なわない。

6 原則として試験開始後30分未満の退室は認めない。

7 試験は、原則として1試験45分間とする。

8 評価の方法は、教員又は担当講師が決定する。

9 試験の評価は、1科目100点を満点とし、80点以上を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可、60点未満を不可とする。

10 1科目を複数の教員又は講師が担当した場合の評価は、各教員又は講師の採点の合計点を100点満点に換算する。

11 試験中に不正行為をした者については、当該科目の試験を不合格とし、再試験は認めない。

(追試験及び追試験の評価)

第6条 次の各号のいずれかの事由により試験を受けられなかった者については、その科目について1回に限り追試験を受けることができる。

(1) 疾病(医師の診断書がある場合)

(2) 2親等以内および同居の3親等以内の死亡による忌引き

(3) 交通機関の事故および天災その他の非常災害

(4) その他校長が特に認める事情

2 前項の事由により追試験を受けようとする者は、試験を受けられなかった理由が消滅後、速やかにその事実を確認するものを添えて追試験願を校長に提出することとする。

3 追試験の実施方法等は、前条の規定に準ずる。ただし、成績は得点の80%とする。

4 追試験については受験料を免除する。

(再試験および再試験の評価)

第7条 試験を受け不合格であった者は、再試験を受けることができる。

2 再試験は、1科目1回とする。

3 再試験料は2000円とする。

4 再試験を受けようとする者は、試験結果発表から3日以内に再試験願を提出する。

5 再試験の実施方法等は、第5条の規定に準ずる。ただし、得点が61点以上であっても、成績は可(60点)とする。

(実習及び実習の評価)

第8条 実習は、定められた実習計画に従って履修する。

2 学生は、実習期間中においては、別に定める指導要綱に従い、実習指導者の指導を受ける。

3 下記の実習を履修する際には、以下の要件を各々満たしていることを原則とする。

基礎看護学実習Ⅰ…要件なし

基礎看護学実習Ⅱ…解剖学Ⅰ・Ⅱ、生理学Ⅰ・Ⅱ、基礎看護学実習Ⅰを修得

成人看護学実習…基礎看護学実習Ⅰ、基礎看護学実習Ⅱを修得

老年看護学実習…同上

小児看護学実習…同上

母性看護学実習…同上

精神看護学実習…同上

<p>在宅看護論実習……同上</p> <p>統合実習………基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱを修得</p> <p>4 実習の評価は、実習時間の3分の2以上を出席していない場合、受けることができない。</p> <p>5 実習の評価は、実習評価表により行う。</p> <p>6 実習評価表、実習評価基準は、別に定める。</p> <p>7 実習の評価は、1科目100点を満点とし、80点以上を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可、60点未満を不可とする。</p> <p>(追実習および追実習の評価)</p> <p>第9条 次の各号のいずれかの事由により欠席して実習の評価を受けられなかった者については、その科目について1回に限り追実習を受けることができる。</p> <p>(1) 疾病(医師の診断書がある場合)</p> <p>(2) 2親等以内および同居の3親等以内の死亡による忌引き</p> <p>(3) 交通機関の事故および天災その他の非常災害</p> <p>(4) その他校長が特に認める事情</p> <p>2 前項の事由により追実習を受けようとする者は、実習を受けられなかった理由が消滅後、速やかにその事実を確認するものを添えて追実習願を校長に提出することとする。</p> <p>3 追実習は、実習時間、内容等学校が指定した計画に沿って行う。</p> <p>4 追実習の実施方法等は、前条の規定に準ずる。ただし、成績は、得点の80%とする。</p> <p>5 追実習については実習料を免除する。</p> <p>(再実習および再実習の評価)</p> <p>第10条 実習で不合格であった者は、再実習を受けることができる。</p> <p>2 再実習は、指定された期間に行う。1科目1回とする。</p> <p>3 実習は、実習時間、内容など学校が指定した計画に沿って行う。</p> <p>4 再実習料は1実習科目20000円とする。</p> <p>5 再実習を受けようとする者は、結果発表から3日以内に再実習願を提出しなければならない。</p> <p>6 再実習による評価は、第8条の規定に準ずる。ただし、得点が61点以上であっても成績は可(60点)とする。</p> <p>(成績の通知)</p> <p>第11条 校長は、各学年末に各学生に学業成績を通知する。</p> <p>(再履修)</p> <p>第12条 授業科目(実習を除く)の単位不認定者は、履修願を提出し、次年度に実施される当該科目を再受講し、評価を受けることができる。再履修は1科目1回限りとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 この規程に定めるものの他、教育課程の履修に関し必要な事項は、運営会議で決定する。</p>	
<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>学則において規定。「履修要覧」および「実習要綱」として学生に配付している。</p> <p>【履修規程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義および演習は、試験によりその評価を行う。 ・試験は、筆記試験、口述試験、レポートまたは実技等により行う。 ・試験の評価は、1科目100点を満点とする。 ・試験の評価は、1科目100点を満点とし、80点以上を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可、60点未満を不可とする。 ・実習は、実習評価表により行う。 ・実習の評価は、1科目100点を満点とする。 <p>【実習要項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習評価基準は、各実習要項に定められた学習目標の達成度を評価基準(80%以上:4、60%以上80%以上:3、25%以上60%未満:2、25%未満:1)に照らして点数化する。 <p>試験の評価の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履修科目すべての成績を合計し、その平均点をもって順位を決定する。 	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>冊子「履修要覧」「実習要項」は学生に配付。事務室にて閲覧可。関係部分の写し交付可。</p>

<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 奈良県立病院機構看護専門学校学則 (卒業の認定) 第 25 条 学生の卒業の認定は、第 9 条に定める授業科目を履修し、別表第 2 に掲げる卒業に必要な単位を修得した者に対し、校長が運営会議の議を経て行う。 2 校長は、出席すべき日数（別表第 1 に規定する授業科目の授業を実施する日数）の 3 分の 1 を超えて欠席した者に対し、卒業を原則として認めない。</p>	
<p>卒業の認定に関する 方針の公表方法</p>	<p>冊子「履修要覧」は学生に配付。 「履修要覧」は事務室にて閲覧可。関係部分の写しの交付可。</p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	奈良県立病院機構看護専門学校
設置者名	地方独立行政法人 奈良県立病院機構

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	左の財務諸表等は設置者のホームページに掲載されており（財産目録を除く。）、学校のホームページから設置者のホームページにリンクを貼ってある。 設置者HP http://www.nara-pho.jp/ 学校HP http://www.nara-pho-nursingschool.jp/
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療分野		医療専門課程 （看護師3年課程）	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	3000 / 100 単位時間 / 単位	1965 / 77 単位時間 / 単位	1035 / 23 単位時間 / 単位	単位時間 / 単位	3年	
単位時間 / 単位							
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
240人		232人	0人	12人	126人	138人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 「学習の手引き」を学生に配付。事務室にて「学習の手引き」の閲覧可。関係部分の写しの交付可。
成績評価の基準・方法
（概要） 「履修要覧」「学習の手引き」を学生に配付。事務室にて「履修要覧」「学習の手引き」の閲覧可。関係部分の写しの交付可。
卒業・進級の認定基準
（概要） 「履修要覧」を学生に配付。事務室にて「履修要覧」の閲覧可。関係部分の写しの交付可。
学修支援等
（概要）国家試験対策と解剖生理学は補習を行い、学修の支援をしている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
79人 (100%)	0人 (0%)	79人 (100%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 奈良県立病院機構			
(就職指導内容) 病院の説明会の開催。就職相談窓口の開設、進路相談室の設置、 図書室内進路情報コーナーの設置			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家試験受験資格			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状(2019年度)		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
235人	4人	1.7%
(中途退学の主な理由) 進路変更(3名)、病気治療に専念するため(1名)		
(中退防止・中退者支援のための取組) 担任制による一人一人への対応、進路面接、臨床心理士によるカウンセリング		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	100,000 円	360,000 円	265,000 円	教科書代 200,000 円
	円	円	円	臨地実習衣代 60,000 円
	円	円	円	後援会費 5,000 円
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページ上に掲載 http://www.nara-pho-nursingschool.jp
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)
<p>【学校評価に関する規程】 学校評価に関する規程 (目的) 第1条 この規程は、奈良県立病院機構看護専門学校 (以下「学校」という。) が実施する学校評価について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この規程において、学校評価とは、次のとおりとする。 (1) 学校運営評価 (2) 授業評価 (3) 学生満足度 (学校評価委員会の設置)</p> <p>第3条 学校評価を円滑に行うために、学校に学校評価委員会 (以下「委員会」という) を設置する。 2 委員会は、校長を委員長とし、副校長並びに教職員の中から校長が指名する委員により5名以内で構成する。 3 委員会は、学校評価の企画立案、分析及び進行管理を行う。 4 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員がその職務を代理する。 (学校運営評価)</p> <p>第4条 学校運営評価は、毎年度末までに行う。 2 学校運営評価は、全教職員が学校評価アンケート評価 (教員用) による評価を行い、委員会が分析を行う。学校評価アンケート (教員用) は別表1とする。評価内容は、以下によるものとする。 (1) 学校経営 (2) 教育課程・教育活動 (3) 入学・卒業対策 (4) 学生生活への支援 (5) 管理運営・財政 (6) 施設設備 (7) 教職員の育成 (8) 広報 (9) 地域との連携 (授業評価)</p> <p>第5条 授業評価は、各科目が終了した時に行う。</p>

<p>2 授業評価は、その科目を受講した学生が授業アンケートによる評価を行い、委員会が分析を行う。授業アンケートは別表2とする。評価内容は、以下によるものとする。</p> <p>(1) 担当教員の授業の進め方や授業の内容等</p> <p>(2) 学生自身の授業への取組姿勢等 (学生満足度)</p> <p>第6条 学生満足度は、毎年度末までに行う。</p> <p>2 学生満足度は、全学生が学生満足度調査による評価を行い、委員会が分析を行う。学生満足度調査は別表3とする。評価内容は、以下によるものとする。</p> <p>(1) 入学理由</p> <p>(2) 授業について</p> <p>(3) カリキュラムについて</p> <p>(4) 教員について</p> <p>(5) 学生支援システムや各種サポートについて</p> <p>(6) 学生生活全般について</p> <p>(7) 進路・就職サポートについて (評価結果の公表)</p> <p>第7条 学校評価の結果及び今後の改善方策は、報告書として取りまとめ作成し、これを公表するものとする。</p>		
<p>学校関係者評価の委員</p>		
<p>所属</p>	<p>任期</p>	<p>種別</p>
<p>地方独立行政法人奈良県立病院機構 副理事長 (総務担当理事)</p>	<p>左記の役職在任中</p>	
<p>地方独立行政法人奈良県立病院機構 財務担当理事</p>	<p>〃</p>	
<p>地方独立行政法人奈良県立病院機構 法人本部事務局長</p>	<p>〃</p>	
<p>地方独立行政法人奈良県立病院機構 統括看護管理者</p>	<p>〃</p>	<p>校長兼務</p>
<p>奈良県西和医療センター 看護部長</p>	<p>〃</p>	
<p>奈良県総合リハビリテーションセンター 看護部長</p>	<p>〃</p>	
<p>学校関係者評価結果の公表方法</p> <p>(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)</p> <p>ホームページ上に掲載 (2020年度分より掲載開始)</p> <p>http://www.nara-pho-nursingschool.jp</p>		
<p>第三者による学校評価 (任意記載事項)</p> <p>大阪医療センター附属看護専門学校副校長 増山路子先生の評価を受け、運営協議会、理事会で情報を共有し、報告書としてホームページ (http://www.nara-pho-nursingschool.jp) に掲載している。</p>		

c) 当該学校に係る情報

<p>(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)</p> <p>ホームページ上に掲載</p> <p>http://www.nara-pho-nursingschool.jp</p> <p>あるいは、ホームページから学校案内、募集案内の送付を郵送で対応している。</p>
